

アンケートに答えて教材無料のはずが…

ストップ！悪質商法！！

中学生

高校生



あらすじ

受験を控えた高校3年生。アンケートに答えると無料で英語の教材がもらえる、と声を掛けられますが、ついで行った事務所で高価な英語の教材を無理やり買わされそうになります。契約書にサインをするまで帰してもらえない、と教材の販売員の上司に脅されてしまい……。どんな「契約」も必ず守らなければいけないのでしょうか。

授業の詳細

- 対象 : 中学生～高校生
 関連教科 : 社会科・家庭科・特別活動
 授業時間 : 50～100分(1～2コマ)

プログラムのねらい

契約の成立や拘束力の原則を学んだ上で、日常生活において**キャッチセールス**などに遭遇する危険があること、例外として消費者保護法制により**契約の解消手段**があることを学びます。
 また、発展編では、自分が加害者にならないための対処法にも触れてていきます。

授業の流れ

キャッチセールスのロールプレイでは、消費者役の生徒に実際の断る理由を述べてもらい、それに対しありとあらゆる言葉で購入に導く、勧誘の手口を体験します。

50分

50分

1. 契約とは何か？

契約が守られない社会を想定し、契約自由の原則と契約の拘束力について学びます。未成年者取り消しなどの例外規定についても勉強します。

2. キャッチセールスのロールプレイ

実際に、生徒たちに消費者の役をやってもらい、断りにくさを体験してもらった上で、対処方法を勉強します。

3. 発展編

生徒たちに、投資詐欺や悪質マルチ商法の被勧誘者になってもらい、簡単には見抜けないことを体験してもらった上で、対処法を学び、かつ自分がマルチ商法の加害者にならないようにします。

マタニティハラスメントって？

妊娠出産しても働くために

高校生



マタニティ・ハラスメントの現状

平成26年の最高裁判例によって広く認知されるようになったマタニティ・ハラスメント（妊娠出産を理由とする不当な取扱い）ですが、実社会にまだ根強く存在しています。その解決には、男女問わず、マタニティ・ハラスメントに関するすべての人が、お互いの言い分を理解し、妊娠婦の保護法制を知り、労働環境の改善に努める必要があります。

授業の詳細

- 対象 : 高校生
 関連教科 : 社会科・特別活動
 授業時間 : 100分 (50分×2コマ)

プログラムのねらい

マタニティ・ハラスメントの問題を通じ、“企業 対個人”、“契約の拘束力 対 契約の拘束力に対する制限”という労使紛争における普遍的なテーマについて考えます。あわせて、妊娠婦の保護法制について正しい知識を身につけ、相手の立場を確認し自分の求める条件の交渉の仕方を学びます。

授業の流れ

事例問題と討論を通じて、女性社員の立場からだけでなく企業側の立場にも立って、マタニティ・ハラスメントの根本的な問題と解決方法を見つけていきます。

50分

50分

1. 双方の要求内容の確認

マタハラを受けた社員は何を会社に求め、これに対して会社にはどのような言い分があるのか

2. 法令の解説、これを踏まえた主張の整理

弁護士による法令の解説を踏まえ、自分の立場（社員または会社）の主張を整理する

3. 労使交渉の実践

相手の立場を確認し、自分の求める条件の獲得に向けて交渉を実践する